

## 1. はじめに

寒川町の住民活動補償制度は、地域社会活動や社会福祉活動、社会奉仕活動などの公益的活動に、町民のみなさんが少しでも参加しやすい環境をとの考えから、平成14年10月に始まりました。

その後、補償の対象からスポーツ・レクリエーション活動を除くなどの改正を経て現在に至っています。

今回、「3. 改正の背景」に述べるような事情により、制度の一部を改める必要が生じたため、制度について定めた寒川町住民活動補償取扱要綱の一部を改正することになりました。改正にあたり町民のみなさんにあらかじめ案をお知らせし、その内容についてご意見を伺うものです。

いただいたご意見については、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに2月下旬に公表します。みなさんのご意見をお聞かせください。

## 2. 今回の改正点

(1) 傷害事故の死亡補償額・後遺障害補償額の見直し

1, 500万円 → 500万円（後遺傷害補償については上限）

(2) 特定疾病等の対象の見直し

「熱中症、日射病、細菌性食中毒」のみとするもの

## 3. 改正の背景

(1) 傷害事故の死亡補償額・後遺障害補償額の見直し

これまで商法の一部の「保険」に関する規律を指して保険法と呼ばれてきましたが、平成20年6月6日に新たに「保険法」として制定され、平成22年4月1日から施行されます。

この改正の検討の中で、平成20年1月、金融庁金融審議会ワーキンググループの報告書において「モラルリスク（保険金の不正取得の危険）の高い死亡保険については、損害保険会社において適切な引受限度額を定め、引受体制を整備する事など自主ガイドラインの策定が考えられる」とされ、「他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約の死亡給付について被保険者同意のない場合について適切な対応がとられるべき」とされました。

また、同年7月には同ワーキンググループにおいて「未成年者・成年者の死亡保険にかかる業界・保険会社の対応について」が提示されました。

この流れを受けて平成20年12月26日に保険業法施行規則が改正され、各保険会社が死亡保険の不正利用防止のための保険金限度額等を社内規則等に

定めることになりました。

一方で、(社)日本損害保険協会では、モラルリスク防止が最重要課題との認識から、平成21年2月19日に「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」を策定しました。

これに伴い、損害保険各社はその引受保険契約のうち、特に被保険者の同意を取り付けていない契約形態においてモラルリスクを生じさせないための社内体制を構築し、適正な引受を行うことを確保することになりました。

こうした流れの中、神奈川県内自治体の住民活動補償制度は、傷害事故の死亡補償額・後遺障害補償額が1000万円以上という高額な設定が多いという状況がありました。

保険業界では「行政が広く住民を対象に行う補償として一律に高額な金額を設定することが適当なのか、生活保障ではなくあくまで見舞金としての性格である」という考え方から、モラルリスク防止の流れも手伝って、ここ1~2年の間に急速に自治体への見直しを働きかけており、多くの自治体で見直しが行われています。

寒川町の住民活動補償制度は、要綱に基づいて町が補償を行う事業ですが、制度の実施運営を円滑に行うために損害保険会社と保険契約を締結しています。このため、町が実施運営する住民活動補償の傷害事故への補償は、先に述べた「特に被保険者の同意を得ない、他人を被保険者とする死亡保険」に相当するため、保険業界のこうした流れに合わせた補償額の見直しが求められているものです。

補償額を現状のまま維持しようとする、結果的に制度の引受保険会社がなくなり、制度そのものが維持できなくなる恐れがあるため、ここで制度の見直しを図るものです。

## (2) 特定疾病等の対象の見直し

現行の町の住民活動補償制度は、特定疾病等の種類が非常に多く設定されています。

しかし、急性心臓疾患や急性脳疾患、急性呼吸器疾患等は、住民活動中に限らず日常生活においても相当の頻度で起こる疾病であるため、損害保険ではなくむしろ生命保険において補償するべきものであるという考えが、近年一般的になっています。

こうしたことから、町の主催事業参加中に発症した場合に補償の対象とする疾病については、熱中症、日射病、細菌性食中毒に限定し、かつ補償額を制限することで損害保険契約による対応を可能とし、制度の維持を図ろうとするものです。

#### 4. 今後の予定

今回のパブリックコメント手続で、みなさんからいただいたご意見に対する町の考えについては、町の内部審議を経て平成22年2月下旬に公表します。  
要綱改正については、平成22年10月1日からの施行を予定しています。